

# 在留外国人(移民)に対する金融教育の課題



明治大学経営学部教授 小関 隆志

## ～要旨～

日本に住む外国人(在留外国人)は年々増加し、今後もさらなる増加が見込まれる。外国人は日本で生活するうえでも、また祖国に送金するうえでも多様な金融サービスを利用する必要があるが、言語の壁や金融に関する知識の欠如、価値観の相違、身分上の制約などから金融サービスにアクセスできないという金融排除も生じている。

外国人の金融ケイパビリティを高めるひとつの手段として金融教育の必要性が指摘されているが、日本では外国人への金融教育が極めて断片的で、体系化にはほど遠い状態である。他方で外国人の間では金融知識の不足と、金融教育の必要性の認識が一定程度共有されていることがうかがえた。

国際機関や移民の送り出し国・受け入れ国では移民への多様な金融教育の実践が行われている。それらの先行研究を参考にしながら、日本国内でも政策の立案、実践、研究を進めていくことが期待される。

## はじめに

日本に住む外国人(以下、在留外国人)は年々増加し、2023年末に341万人と過去最高を更新した(対前年増加率10.9%)。外国人労働者も2023年10月には約205万人と過去最高であった。今後も労働力不足の深刻化に伴い、外国人労働者の一層の増加が見込まれる。

ただし在留外国人は単なる「労働力」などではなく、日本社会を構成する一員であり、日本で暮らす生活者である。家族と生計を営み、実家に仕送りし、様々な社会サービスを利用するなかで、金融サービスも必要とするはずだ。

金融に関する基礎的な知識がないと金融の利用は難しいが、在留外国人は金融リテラシーを学び、身につける機会が日本に用意されているのだろうか。

本稿は、日本で在留外国人に対してどのような金融教育が行われているのか、在留外国人の間に金融教育のニーズがどの程度あるのかを概観した後、欧米での実践例を参照しながら、外国人への金融教育のあり方を考察する。

なお、日本では「外国人」という表現が定着しているが、海外では一般に「移民」と呼ぶ。「出身地とは別の場所に移り住む」側面にも着目して金融教育を考察する必要がある、本稿では文

脈に応じて「移民」の語も用いる。

## 1 外国人(移民)に対する金融包摂策の一環としての金融教育

金融教育を語る前に、外国人に対する金融排除の問題と、金融包摂の必要性について簡単に触れておきたい。

金融排除は、サービスの利用条件(金利・立地など)が悪い、条件が合わない、情報や知識がないなどの要因で、適切な金融サービスを利用できないという問題である。その人のニーズに合った金融サービスの提供が金融包摂だ。

外国人は、言語の壁、金融サービスに関する知識の欠如、価値観の相違、身分上の制約(在留資格・在留期限など)などから金融サービスにアクセスできないという金融排除が生じる。外国人(移民)の金融排除の要因は、移民の側には語学力、金融機関への不信、金融に対する自信の低さ、宗教的な制約、低い生活水準、インターネットへのアクセス不足、帰国の可能性、出身国での金融産業の未発達などがあり、受入国側には移民の集住する地域に銀行の営業拠点がな

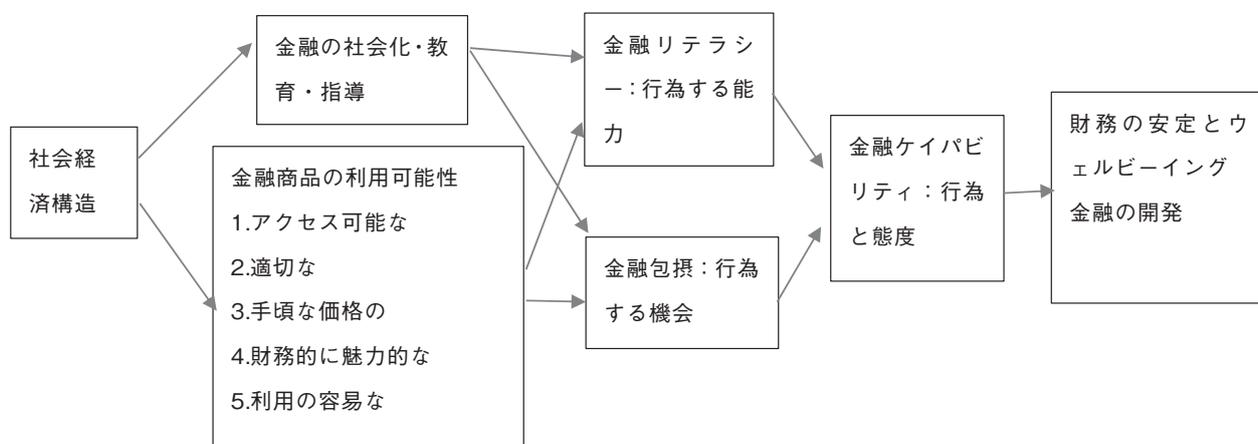
いことや、移民にとって適切な金融商品がないことなどが指摘されている(Armstrong et al., 2006; Barcellos et al., 2012; Atkinson and Messy, 2015)。

金融排除により、銀行口座の開設、クレジットカードの保有、融資、貯蓄、送金ができない、高額な手数料をとられる、詐欺の被害に遭うなどの不利益も起きる。特に日本に出稼ぎに来ている人々にとっては、安全に貯蓄し、祖国に送金したいというニーズがあり、その点でも金融サービスは欠かせない。

シェレイデンによれば、金融ケイパビリティは金融リテラシー(行為・作用する能力)と金融包摂(行為・作用する機会)の両側面があり、金融リテラシーは金融に関する知識・スキル、金融包摂は適切で質の高い金融サービスを指している(Sherraden, 2013:21)。この両側面の相互作用によって金融ケイパビリティが高まるという(図1)。

移民に対する金融包摂策は多岐にわたるが、それらは「需要側への介入」と「供給側への介入」に大別され(Ahairwe and Bisong, 2022)、その

図1 金融ケイパビリティ



(出所) Sherraden (2013:21)

両方を提供することが優先事項であるという(OECD, 2015)。「需要側への介入」とは金融サービスを求める移民への支援策で、金融・非金融のサービスの結合、デジタル決済を通じた資金提供、金融教育などが挙げられる。また「供給側への介入」とは政府や金融機関などが移民や難民のための貯蓄・融資商品の開発、送金サービス、マイクロ保険、年金などを提供することを指す。シェンゲン圏の図式に当てはめれば、「需要側への介入」は金融リテラシーに、「供給側への介入」は金融包摂に該当する。本稿は以下、金融教育に限定して議論を進める。

## 2 在留外国人に対する金融教育の現状と課題

日本では在留外国人に対する金融包摂の総合的・体系的な施策や制度がなく、口座開設や海外送金など、断片的な施策にとどまる(小関, 2024c)。特に金融教育に関しては、国(金融庁、経済産業省)の施策からも、地方自治体の多文化共生施策からも抜け落ちているだけでなく、在留外国人や難民を支援する民間非営利組織の実践にもほとんど含まれていない。多文化共生施策の一環として行われる外国人への教育は日本語教育や、外国人の子どもに対する学習・進学支援が中心であり、経済教育や金融教育が語られることはない。在留外国人をめぐる問題としては、雇用・社会保障・医療・子どもの教育・DV・住民交流などが論じられているが、金融の観点は見られない。

在留外国人に対して行われている金融教育(ないし啓発)の主な取り組みとしては、以下のものが挙げられる。

### (1) ウェブ上での情報提供

「やさしい日本語制作委員会」が運営する、やさしい日本語で書かれた外国人向けの日本生活

ガイド「やさしいにっぽん」(<https://easy-japanese.jp/>)が、仕事や子育て、医療、住居などに関する基礎情報を提供しているが、その一つのカテゴリが「お金」である。その中には家計管理や預金・融資・資産運用、銀行の選び方、口座開設などの説明がわかりやすい表現で盛り込まれている。税金や公的年金、健康保険の解説もある。

このほか、YouTubeには日本語教材の一種として、やさしい日本語を用いたお金関連の説明動画(例えば銀行振込、決済方法、公的扶助の支給、奨学金など)が、個人や財団など多様な関係者によって公開されている。

### (2) 技能実習生・特定技能に対する金融教育

筆者は2022年、首都圏にある技能実習生の監理団体や、特定技能労働者の登録支援機関、外国人労働者の支援組織に取材し、管理団体や登録支援機関、送り出し機関、日本語学校などが金融教育を行っているかを尋ねた。

技能実習生は来日前に日本語教育センターや送り出し機関で主に日本語と、日本の生活習慣を学び、来日後は1か月間の法定研修で、日本社会の基礎知識(警察・消防など)や日常生活の仕方などを教える。その研修期間内に銀行口座の開設も行うが、家計や金融について教えることは特にないという。特定技能の労働者は、来日前後にそれぞれ8時間の研修があり、雇用契約や日常生活の仕方を教えるという。そこでは、金融教育は行われていなかった。

上記の関係者の話を総合すると、技能実習生や特定技能労働者に必要とされる金融教育は、貯蓄や海外送金を含めた家計管理、信用情報、来日後の初期費用の準備、転居や不測の事態のための貯蓄などが挙げられた。

### (3) 定住外国人に対する金融教育

在留外国人の中でも労働者は、雇用主や監理団体、登録支援機関などの組織を通して、また留学生は大学や専門学校を通して金融教育を受けたり、相談したりすることが比較的容易である。他方、身分上の在留資格（永住者、定住者、配偶者）による定住外国人や帰化者は職場や学校といったタッチポイントに恵まれないため、金融教育に接する機会も少ないと推測される。

東京都目黒区に本部のある社会福祉法人さぼうと21は在留外国人に対する奨学金の支給、学習支援、個別相談活動の3つを柱として事業を展開している。このうち学習支援事業は、基本的に日本語の語学教育であるが、日本語教室に通う外国人のニーズに合わせて、彼らが日本で生活していくために必要な知識を提供するワークショップを開設した。

ワークショップを始めたきっかけは東日本大震災で、外国人に防災を教える必要性を痛感したことだったが、防災の他にも健康や就労、お金など、日本社会で暮らすうえで重要なテーマを選び、教材を用意して、日本語教育の一環としてワークショップを開催する。その教材がウェブサイトに掲載されている。

このワークショップのテーマの中に金融関連も含まれ、教材のタイトルは「お金のトラブルを防ごう」「知っておきたいわが家の教育費」「知っておきたい日本の年金・医療制度」「知っておきたい日本の税金」「知っておきたい確定申告」といったものが並んでいる。狭い意味の金融にとどまらず、家計管理や税金、社会保険などにも及んでいる。日本の制度や慣習に精通していない外国人にとって陥りやすい間違いやトラブル、利用できる支援制度などをわかりやすい表現でまとめている<sup>1)</sup>。

さぼうと21や特定非営利活動法人国際活動市

民中心（CINGA）はお金に関する相談（銀行口座開設、クレジットカードの利用、生活費の借り入れ、納税など）も受け付けている。

### 3 金融教育のニーズ

在留外国人はどの程度金融教育に対するニーズを感じているのだろうか。

筆者は在留外国人、特に労働者・留学生を主な対象として調査を行った<sup>2)</sup>。

その結果、金融サービスに関する知識やスキルの不足を感じるという回答が過半数（56%）を占め、日本語能力の低い人ほど、知識やスキルの不足を感じる傾向が強かった（図2）。日本語でしか情報提供されていない場合、言語の壁が知識不足を深刻化させているおそれがある。

来日前後に日本の金融サービスについての説明・助言を得る機会があったという回答は全体の4分の1強（26.8%）にとどまった（図3）。インターネットなどで独学した人もいるが、独学すらできなかったという回答が約4分の1（24.8%）にのぼり、来日する外国人に対する情報提供や教育が整っていないことが示唆されている。インタビューでは、ウェブサイト、動画、講座、セミナーなどを通して金融教育を行ってほしいという声が多く寄せられた。

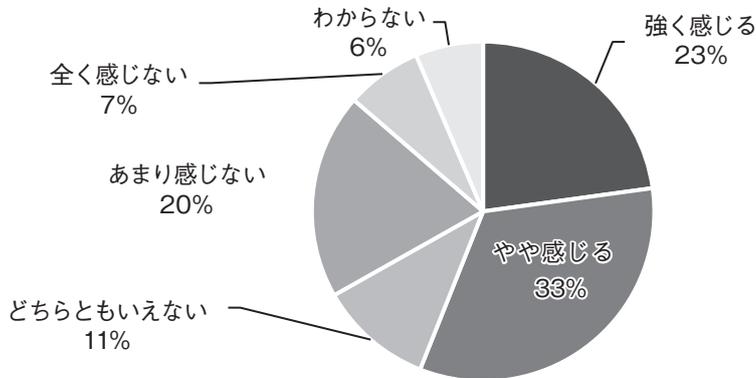
この調査結果から、在留外国人（特に労働者・留学生）が金融知識の不足と金融教育の必要性を認識していることが読み取れる。

次節以降では、外国人への金融教育のあり方について、海外での先行研究や筆者による金融教育の試行を参考にしながら考察したい。

### 4 移民労働者への金融教育

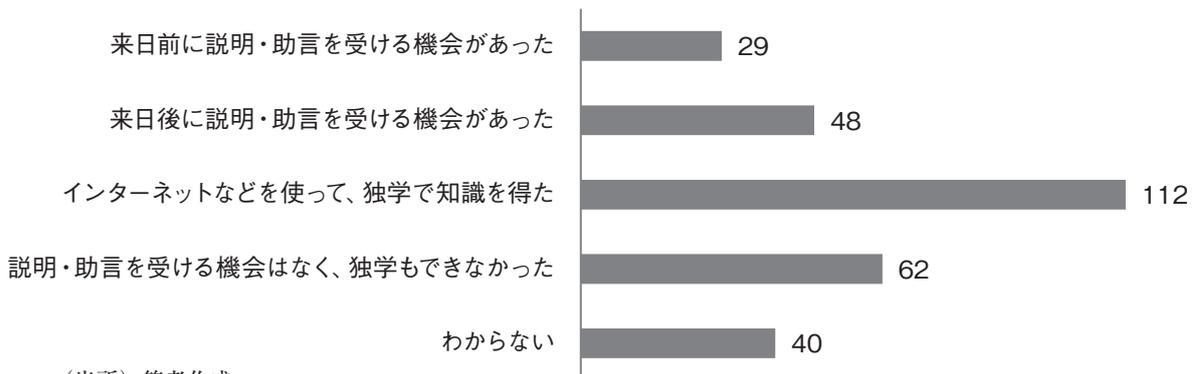
主に途上国の人々が、より高い収入を求めて先進国に移住として渡り、働いて得た収入を祖国に送金して家族を養ったり、蓄えた収入を元

図2 日本の金融サービスの利用について、自分の金融知識・スキルの不足を実感することがあるか（回答者数：250）



（出所）筆者作成

図3 来日前後、日本の金融の説明や助言を得る機会（複数回答）



（出所）筆者作成

手にして、帰国後に起業したりすることが一般的にみられる。一定期間「出稼ぎ」として働いた後に祖国に戻る人もあれば、移民先の国でそのまま留まり、永住する人も少なくない。日本も、中国やベトナム、ブラジル、インドネシアなどの国から移民労働者を受け入れてきた。

移民労働者が直面する金融上の問題には、移民先の国での制度的・言語的な金融排除だけでなく、祖国への送金に伴う家計管理の複雑さや、文化・価値観の相違による摩擦といった要因も含まれている点に留意が必要である。

移民労働者に対する金融教育をテーマとする先行研究を概観すると、(1) 教育の時期、(2) 教育の実施体制、(3) 教育の方法と効果に分類できる。

#### (1) 教育の時期

移民が祖国から他国に移住し、一定期間働き続けると想定した場合、祖国（＝移民送り出し国）にいる間に教育を行うのか、移住先の国（＝移民受け入れ国）に着いてから教育するのか、さらには移民が祖国に帰国した後にも教育を行

うのかという論点がある。移住前の段階では長期的な家計の計画を立て、移住後は新たな場所で金融の制度やサービスを理解して使いながら、祖国に送金することになる。その時々状況やライフステージに合った教育や助言が移民には必要だ。

これは教育の時期の問題であるとともに、どこで教育を行うのかという問題でもある。つまり送り出し国側で教育するのか、それとも受け入れ国側なのかということだ。実際のところ、多くの移民を送り出している国でも、受け入れる側の国でも、移民への金融教育が行われている。送り出し国ではフィリピンやインドネシアが、また受け入れ国ではカナダが先進例として紹介されているが (Atkinson and Messy, 2015; OECD, 2015)、近年はイタリアで移民への金融教育の試みが相次いで報告されている (Prandini and Rowena, 2020; Prandini and Ficarelli, 2021; Nocito and Venturini, 2024)。ただし、フィリピンのようにすべての移民労働者に教育を義務づけている例はおそらく少数派ではないか。アメリカにおける移民への実験的な金融教育事例が報告書に散見されるが、Pisnamont et al. (2015) は、アメリカには移民に相応しい金融教育サービスがほとんどないと指摘している。

## (2) 教育の実施体制

移民への金融教育の実施体制や担い手についてみると、国際労働機関 (ILO) が移民のための金融教育ツールを開発しているほか、国際移民機関 (IOM) が渡航前の金融リテラシートレーニングキットを開発するなど、各種の国際機関が研修事業の開発に取り組んでいるという (Ahairwe and Bisong, 2022)。ILO はソーシャル・ファイナンス事業の一環として、金融教育プログラムリーフレットを含む金融教育ツールを開発し、

移民が予算、支出、貯蓄、借入、責任ある投資を行えるようにするための知識とスキルを身につけることで、移民の金融能力を強化した。また IOM は、15 - 35 歳の若年層に対して家計計画の基礎を教える「スマート・ファイナンス」の教材を作成した。

移民送り出し国ないし受け入れ国においては、行政機関が民間企業や非営利組織、移民コミュニティ組織などと連携協働しながら、移民にアウトリーチしていくことが効果的だと指摘されている。イタリアのトリノ市では、地方成人教育センターがハブとなり、自治体と博物館と非営利組織が連携して金融教育事業を実施し、移民の金融リテラシーを評価したという (Nocito and Venturini, 2024)。

## (3) 教育の方法と効果

教育の方法に関しては多様な研究や議論があるが、とりわけ重要な点は多言語・多文化への配慮と、包括的なサービスの提供の2点である。

様々な国・地域から集まる移民はそれぞれ、話す言語が違い、抱えている文化的・宗教的背景が異なり、識字や計算能力の程度も、あるいは祖国での金融経験の程度や種類も多様である。移民が直面する金融上の困難も人それぞれであり、また移住後の時期やライフステージ (例えば結婚、出産、転職など) によってもニーズが移り変わっていくものである。そのため画一的な教育内容ではなく、移民の背景や置かれた状況などに応じて、柔軟なカリキュラム編成や教育方法の組み合わせが必要だと指摘されている (Armstrong et al., 2006)。

多文化の一例が宗教であり、イスラームは独自の金融上の教義を持つ (金利の禁止、賭博・投機的投資の禁止、喜捨 (寄付) の奨励など)。ムスリムの移民に対する支援組織は、イスラ

ム金融の教義に沿った金融教育を実施しているという。インドネシア・ムスリム看護協会は、日本で働くインドネシア人移民に対して、祖国への帰国前の時点で、イスラームの教義に即した退職金の貯蓄や財務計画の立案を促す教育を行っている (Amijaya et al., 2024)。

他方、金融教育を受けた人がどれだけ態度や行動を変えるのかという、金融教育の効果に関しては数多くの実験や議論が続けられているが、教育を通じて知識を与えただけでは、態度や行動に必ずしも望ましい変容をもたらさない、あるいは限定的な効果にとどまると指摘されており (Atkinson and Messy, 2015)、実際にそうした実験結果が相次いで示されている (例えば Barcellos et al., 2012)。その原因は様々に推測される。例えば、教育内容が、教育を受ける人のニーズや関心に沿ったテーマではなかったとか、実際の金融サービスに手頃な価格でアクセスできないため知識を活かせなかった、などである。これは必ずしも金融教育の無力さを示すものではない。図1で示したように、金融ケイパビリティには金融リテラシーと金融包摂の両側面が必要であるとすれば、金融リテラシー強化のための教育だけでなく、金融サービスへのアクセスを改善する金融包摂も組み合わせることで実効性を高められる。

その観点から、アメリカで国際救援評議会 (IRC) などが2000年代以降手がけている包括的サービスは注目に値する。これは低所得の移民・難民に対して金融ケイパビリティの向上、金融へのアクセスなど一連のサービスを提供する事業であり、バンドルサービスとも呼ばれる (Pisnamont et al., 2015; IRC, 2017; Bechard et al., 2024)。こうした事業においては金融教育と、1対1の金融コーチング、金融へのアクセスを一体のものとして提供するほか、場合によっては

就労支援や所得支援、英語教育、市民権教育、育児など金融以外のサービスも統合させている。事業に参加した低所得の移民は、参加後に金銭管理に関する行動や態度が顕著に改善し、家計管理に対する自信が高まっただけでなく、賃金収入・資産残高の上昇もみられたという。

#### (4) 来日前の労働者への金融教育：インドネシアでの試行

前述のように、移住前後の移民労働者に対する金融教育の実践は、海外では既に以前から行われているが、日本における実践は極めて断片的であり、また移住前の移民への教育は行われていない。そのため筆者は2022年、日本への移民が急速に増えているインドネシアにて、来日前の移民労働者 (特に特定技能労働者) への金融教育を試行した (小関, 2024b)。教育の主眼は、移住前に家計計画を立て、日本で得た賃金収入を計画的に貯蓄できるようにすることにあった。教材の構成と内容は表1の通りである。

### 5 外国人に対する金融教育の展望

在留外国人の金融ケイパビリティを高める方策の一環として金融教育の重要性が指摘されており、国際機関が教材を開発しているのをはじめ、移民送り出し国や移民受け入れ国では、政府や民間組織が様々な教育の実践を進めている。日本では在留外国人が増加の一途をたどるなかで、外国人 (移民) への金融教育は極めて断片的で、体系化にはほど遠い。他方で外国人の間では金融知識の不足と、金融教育の必要性の認識が一定程度共有されていることが調査結果からうかがえた。

外国人 (移民) に対して、日本では今後どのような金融教育を進めていけばよいのかを、先行研究を手がかりに考えてみたい。

表1 教材の構成と内容

資料	主な内容
教材 (スライド)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入</li> <li>・ テーマ1：渡航前に準備すべきこと</li> <li>・ テーマ2：日本到着後の家計管理</li> <li>・ テーマ3：信用履歴の管理・相談サービス</li> <li>・ まとめ・質疑・参考資料</li> </ul>
ワークシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 財政計画</li> <li>2. 日本滞在中の支出予定リスト</li> <li>3. 1か月の支出予定リスト</li> <li>4. 渡航の初期費用リスト</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 税金・社会保険の一覧／合法的な銀行・送金事業者を見つける方法 銀行口座開設の要件と、外国人労働者が利用しやすい銀行のリスト</li> <li>2. 日本の生活費を知るための参考サイト一覧 日本滞在中の標準的な1か月の生活費・物価（技能実習生の例）</li> <li>3. 日本滞在中の初期費用一覧</li> <li>4. 外国人のための相談機関一覧／相談機関のチラシ</li> </ul>

(出所) 筆者作成

教育の時期や実施地に関しては、来日前、来日直後、さらにその後のライフステージに即して長期的に教育を行うことが考えられる。

教育の実施体制としては、日本の政府・自治体が基本政策を打ち出し、国際機関や他国での先事例を参考にしながら、外国人支援組織や外国人を雇用する企業を含めた、官民連携を進めるのが有効ではないか。

さらに教育方法としては、多言語・多文化に配慮すること、また教育だけでなくコーチング、金融へのアクセス、就労支援などのサービスを包括的に提供することで、教育効果を高めることも可能であろう。

外国人への金融教育に関する調査研究は、日本では残念ながら育っていない。研究者・実践者・政策担当者の関心が高まることを期待したい。

**【注】**

- 1) この教材は文化庁の委託事業費をもとに Wco. FP の会が作成し、さほうと 21 の講座で実施され、あわせてウェブサイト上にも公開された。
- 2) 株式会社グローバルトラストネットワークスに委託し、2021年にGTNの顧客250名にアンケートを、25名にインタビューを行った(小関, 2024a)。

**【参考文献】**

小関隆志 (2024a) 「外国人労働者・留学生に対する金融排除の現状」『経営論集』(明治大学経営学研究所) 71 (1/2), 13-39.

小関隆志 (2024b) 「来日前の労働者への金融教育」『消費者教育』44, 33-42.

小関隆志 (2024c) 「在留外国人への金融サービス提供」『金融ジャーナル』12

Ahairwe, Pamela E. and Bisong, Amanda (2022) “Supporting financial inclusion of migrants”, *ECDPM*, 1-42.

Amijaya, Rachmania N.F.; Erlangga, Okyviandi P.; Yasin, Mohammad Z. and Anas, Mohammad

N. (2024) "Increasing The Financial Literacy of Migrant Workers in Japan Through Sharia Financial Management Training", *As-Sidannah Jurnal Pengabdian Masyarakat* 6 (1) , 72-88.

Armstrong, Rebecca; Hamilton, Cheryl; Lutheran Immigration and Refugee Service (LIRS) (2006) *FINANCIAL LITERACY for NEWCOMERS*.

Atkinson, Adele and Messy, Flore-Anne (2015) "Financial Education for Migrants and their Families", *OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions* No. 38.

Barcellos, Silvia H.; Smith, James P.; Yoong, Joanne K. and Carvalho, Leandro (2012) "Barriers to Immigrant Use of Financial Services", *Working Paper 923*, Financial Literacy Center (FLC) .

International Rescue Committee (IRC) (2017) *Financial Capability for New Americans: Lessons from Early Interventions with Refugees*.

Nocito, Samuel and Venturini, Alessandra (2024) "Inter-Institutional Cooperation and Migrants' Financial Education", *IZA Institute of Labor Economics Discussion Paper Series*, No.17214, 1-38.

OECD International Network on Financial Education Technical Committee (2015) *Financial Education for Migrants and Their Families*, 1-56.

Pisanont, Joyce; Duong, Jane; Hossain, Imtiaz; Lau, Ben; Pyeatt, Lucy and Yoon, Hee J. (2015) "The Critical Moments of Immigrant Integration", *AAPI Nexus: Policy, Practice and Community*, 13(1-2), pp. 252-275.

Prandini, Manuela and Rowena, Baconguis D.T. (2020) "Changing lives", *Studies in the Education of Adults*, vol.53, issue 1, 61-81.

Prandini, Manuela and Ficarelli, Pier P. (2021) "Effectiveness of Hybrid Micro-Learning for Financial Education of Filipino Women Migrants

in Italy", *Journal of Public Affairs and Development*, Vol.8, 67-95.

Sherraden, Margaret (2013) "Building Blocks of Financial Capability", in: Julie Birkenmaier ed. *Financial Capability and Asset Development*, Oxford University Press.

---

こせき たかし

1971年生まれ。1999年一橋大学大学院博士後期課程修了。博士(社会学)。法政大学大原社会問題研究所などを経て、2001年明治大学経営学部専任講師。同助教授・准教授を経て、2019年より現職。2011～2013年米ペンシルバニア大学教養学部客員研究員。専門はソーシャル・ファイナンス論で、主に金融排除・金融包摂を研究している。

【主要著書・論文】

『金融によるコミュニティ・エンパワーメント』（ミネルヴァ書房、2011年）

『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』（共著・ミネルヴァ書房、2016年）

『フードバンク』（共著・明石書店、2018年）

『生活困窮と金融排除』（編著・明石書店、2020年）

『世界と日本の金融排除・金融包摂の動向』（『大原社会問題研究所雑誌』738号、2020年）他。

日本協同組合学会副会長、一般社団法人生活サポート基金理事、学校法人お茶の水学園理事。

---